

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

市立長浜病院大規模改修事業について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

長浜市病院事業管理者 野田 秀樹

1 事業概要

- (1) 事業名称 市立長浜病院大規模改修事業
- (2) 事業内容
- ・ 9病棟改修
 - ・ 自家発電機設備改修
 - ・ 本棟高層棟外装修繕
 - ・ 全館エレベーター改修
 - ・ 中央手術更衣室改修
 - ・ 設計、監理
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成33年3月24日まで

2 スケジュール

公募開始	平成30年7月20日(金)
参加表明書・技術提案書等の質問書受付期限	平成30年7月27日(金) 正午
参加表明書等の質問書回答	平成30年7月31日(火)
参加表明書提出期限	平成30年8月7日(火) 正午
参加資格審査結果通知	平成30年8月9日(木) (予定)
技術提案書等提出期限	平成30年8月21日(火) 正午
プレゼンテーション	平成30年8月22日(水)
選定審査結果	平成30年9月6日(木) (予定)

3 参加資格要件

1の業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加することができる者は単独企業とし、次に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 平成30年度長浜市建設工事競争入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)の建築一式工事に登録されている者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定により建築一式工事の許可を受けた本店(以下「許可を受けた本店」という。)が次の要件を満たすこと。

有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値

- (P) が1, 600点以上かつ経営状況評点(Y) が500点以上であること。
- (4) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で、延床面積が10,000㎡以上の病院の建築工事(新築、増築(延床面積10,000㎡以上に該当するのは、増築部分のみの面積とする。))、又は改築で、公告日の前日までに完成したものに限る。)を単体又は共同企業体の構成員(出資比率30%以上)として元請契約し、施工した実績を有すること。
- (5) 当該工事現場に次の要件をすべて満たす技術者を専任で1人以上配置できること。
- ア 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、公告日の前日から起算して10年以上の実務経験を有すること。
 - イ 公告日の前日から起算して前15年間に国内で、延床面積が5,000㎡以上の病院の建築工事(新築、増築(延床面積5,000㎡以上に該当するのは、増築部分のみの面積とする。))、又は改築で、公告日の前日までに完成したものに限る。)、もしくは工事面積1,000㎡以上の病院の改修工事を主任技術者又は監理技術者として従事(着手から完成まで)した実績を有すること。
 - ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - エ 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (6) 設計業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 建築士法第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - イ 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数300床以上で延べ床面積20,000㎡以上の病院(以下「300床以上の病院」という。)の新築設計業務の実績、もしくは既設300床以上の病院の工事面積1,500㎡以上の改修設計業務の実績を有すること。
 - ウ 総括(意匠)責任者として、次の要件をすべて満たす者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
 - (ウ) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数150床以上の病院の新築、増築又は改築工事の設計業務の実績を有すること。
 - エ 電気設備担当主任技術者として、次の要件を満たす者を配置すること。
 - (ア) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数150床以上の病院の新築、増築又は改築工事の設計業務の実績を有すること。
 - オ 機械設備担当主任技術者として、次の要件を満たす者を配置すること。
 - (ア) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で竣工し、又は実施設計を完了した病床数150床以上の病院の新築、増築又は改築工事の設計業務の実績を有すること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

- (8) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (9) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (11) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 選考方法

上記3の参加資格要件を満たしているプロポーザル参加者による技術提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を市立長浜病院大規模改修事業プロポーザル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

5 参加表明書等の手続き

市立長浜病院大規模改修事業公募型プロポーザル実施要領に定める。

6 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒526-8580

滋賀県長浜市大戌亥町313

市立長浜病院病院機能強化推進室（担当 三原）

TEL 0749-68-2300（代）

FAX 0749-65-1259（代）